
種 別： 研究ノート

タイトル： 21 世紀における福祉国家のあり方と社会政策の役割：社会的投資アプローチ (social investment strategy) の検討を通じて
investment strategy) の検討を通じて

著 者： 濱田 江里子

所 収： 『上智法学論集』第 58 卷 1 号 (平成 26 年 7 月) 137-158 頁

発行元： 上智大学法学会

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

研究ノート

21 世紀における福祉国家のあり方と社会政策の役割：社会的投資アプローチ（social investment strategy）の検討を通じて

濱田江里子

1. はじめに
2. 21 世紀における福祉国家と理念としての社会的投資
 - 2-1. 社会的投資アプローチ登場の経緯
 - 2-2. 「第三の道」路線における社会的投資：未来への経済的投資
 - 2-3. 伝統的社会民主主義と社会的投資：社会的保障との両立
3. 社会的投資アプローチの政策パターン
 - 3-1. 政策領域と「投資」の目的
 - 3-2. 社会的投資アプローチの類型と推進要因
4. おわりに：日本型福祉国家分析への手がかり

1. はじめに

現代社会が直面する格差や貧困、社会的排除といった問題とその解決を目指す政策のあり方を論じる用語として、近年「社会的投資（social investment）」がヨーロッパを中心に福祉国家再編に関する議論の遡上に登場している。1980年代から1990年代にかけて先進国の福祉改革を席卷した新自由主義は「小さな政府」を標榜し、福祉国家の縮減を目指した。他方、同時期にはグローバル化の進展、少子高齢化社会の到来、ポスト工業化社会への移行に伴う産業構造の転換と労働市場の変化や女性の社会進出に伴う家族機能が変容した結果、従来の福祉国家では十分に保護しきれない層が増加し、社会的保護のあり方を見直す必要性が高まった。このような背景の中で福祉国家再編論に登場したのが「社会的投資」アプローチである。

「小さな政府」を目指す新自由主義的福祉改革と異なり、社会的投資を中心に据えた福祉国家は社会政策と経済成長は両立可能である点を強調し、社会保

障において国家が果たす役割に再着目する。しかし需要喚起型の経済政策ではなく、供給側への働きかけを通じて社会問題の解決を試みる社会的投資アプローチには、新自由主義との共通点も多い。特に20世紀型福祉国家の重要な役割である国家による社会権 (social citizenship) の保障に関して両者の違いは十分に明確になっているとは言い難い⁽¹⁾。

本稿では近年先進国で進められている社会的投資を中心にすえた福祉国家再編の動きを20世紀後半に発展した福祉国家と比較し、その性格を明らかにしていく。福祉国家再編を社会的投資という観点から論じる議論には、1) 新しい福祉国家のあり方を再考する理念として、2) プラグマティックな政策手段として、3) 分析道具としての3つのレベルが含まれる (Lister 2004)。本稿は社会的投資の理念レベルと具体的な政策の実践レベルに関する先行研究の整理を中心に行う。ただし本稿の目的は両者の因果関係を解明することではなく、それぞれのレベルにおいて先行研究ではどのような議論が展開しているのかを整理することにある⁽²⁾。社会的投資を中心に据えた福祉国家研究はヨーロッパを中心に展開しており、分析対象としてもヨーロッパ諸国が中心となっている。本稿ではヨーロッパにおける議論を整理する作業を通じ、日本で展開する福祉国家再編の動きを検討するにあたり有益な知見を引き出すことを目指す。

本稿の構成は、以下の通りである。まず第2節において社会的投資アプローチが登場した経緯と理念的な側面を論じた研究を整理する。具体的には社会的投資を用いて福祉国家の再編を論じたアンソニー・ギデンズ (Anthony Giddens) とイエスタ・エスピン＝アンダーセン (Gøsta Esping-Andersen) の議論を対比する。両者は共に社会的投資という用語で21世紀における新しい福祉国家のあり方について論じたが、両者の間にはポスト工業化社会における社会権に対する明確な考え方の違いが存在する。第3節では社会的投資という概

-
- (1) 本稿が意味する「社会権」とは、T.H.マーシャルのシティズンシップ論における社会権 (social citizenship) に依拠する (Marshall 1950)。すなわち、市民の最低限の社会保障が施しや恩恵としてではなく権利として確立している状態および全ての市民は皆等しく社会権を保持しているという意味で用いる。
 - (2) 政治過程における理念的要素やアイデアが果たす役割に着目する研究は国際関係論や比較福祉国家論で展開してきた。「アイデアの政治」と呼ばれる一連の研究は、アイデアがアクターの選好や利益をいかに構築あるいは変容したのか、その結果としていかなる制度変化、政策変化が生じたのかに焦点が置かれている (Cox 2001; Blyth 2002; Schmidt 2002, 2003; 近藤 2006)。これらの研究ではアイデアを独立変数、制度変化・政策変化を従属変数として両者の間に存在する因果関係の解明を目指す。本稿の関心とはやや趣が異なる。

念が実際にどのような形で政策として具現化されているのかに目を向け、ヨーロッパ諸国を事例に社会的投資政策が展開する領域とその推進要因について考察する。第4節では第2節と第3節から得られた知見が、近年の日本における雇用と福祉に関する政策展開を分析するにあたり、どのように有益か考察する。

2. 21 世紀における福祉国家と理念としての社会的投資

2-1. 社会的投資アプローチ登場の経緯

1990 年代末よりヨーロッパでは福祉国家再編に関する議論において、社会政策が果たす役割を見直す動きが登場した (Hemerijck 2012; Jenson 2012)。社会的投資アプローチと総称される一連の動きは、社会政策の能動的および生産的な側面を重視し、経済のグローバル化ならびにポスト工業化社会への移行が進展する中で生じる市民の社会的・経済的リスクに社会政策を通じて対処しようという試みである。社会的投資アプローチが登場した背景には、第二次大戦後に発展した伝統的な 20 世紀型福祉国家および 1980 年代から 1990 年代にかけての新自由主義に基づく福祉改革から転換する必要性が生じたことを指摘できる。

第二次大戦後に発展した 20 世紀型福祉国家は、男性稼ぎ主の安定した雇用と家族を前提とし、社会保障は男性稼ぎ主が失業や老齢により労働市場に参加不可能となった場合の所得保障を主とした。20 世紀型福祉国家では、国民の基礎的な生活が保障されることを市民の権利とみなし、市場圧力からの市民の保護をその目的とした。国家による完全雇用政策と社会保障政策の組み合わせを通じて成立するため、しばしばケインズ主義的福祉国家とも呼ばれてきた。ケインズ主義的福祉国家では、社会保障政策と資本主義は対立するのではなく、両者はその維持にとって不可欠な制度だと考えられた。

ケインズ主義的福祉国家に対しては、1970 年代末からその非効率性や「福祉依存者」を増大させているという批判が増し、市場原理の徹底を迫る改革が世界的に展開するようになった。自由市場の徹底により個々人の企業活動の自由とその能力とが無制約に発揮されることが人類の富と福利を最大化するという主張は新自由主義と呼ばれ、1980 年代から 1990 年代中盤にかけての福祉改革を席卷する政策志向となった。政策手段としては民営化および市場化の遂行、年金や失業給付といった現金給付に対する給付条件の厳格化や対象者の限定など選別性を強める方策を採用した。新自由主義は国家の役割を自由市場

表1 社会的投資アプローチと従来の福祉国家

	20世紀型 福祉国家 (ケインズ主義 パラダイム)	新自由主義 パラダイム	21世紀型福祉国家 (社会的投資アプローチ)
問題の所在	低経済成長と失業は需要不足が原因	失業とインフレは硬直的な労働市場がもたらす供給側の問題	失業は労働市場への参加にあたって必要な資格の欠如による
社会政策と経済の関係	社会政策は経済に対しポジティブな影響を与える：経済成長と需要喚起のために社会保険の発展	社会保障関連支出は経済成長の足かせとなる：福祉国家は非効率的で財政負担を増大させる	社会政策は雇用創出と経済成長を達成するための前提条件として必須である：人的資本への投資を通じた個人の雇用可能性の向上、知識基盤型経済で活躍できるよう個人を備えさせる (prepare)
中心的価値観	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的平等 (social equality) ・(男性労働者を対象とした) 完全雇用 ・脱商品化 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己責任 ・就労第一 (any job) ・個人の能動化 (activation) 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的包摂 ・良質な雇用 ・個人の潜在能力 (capability) を向上させる ・平等な機会の提供
中心的規範・国家の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな政府 ・計画経済 ・福祉国家の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・小さな政府 ・規制緩和 ・福祉国家の解体/縮減 	<ul style="list-style-type: none"> ・能力付与国家 (empowering state) ・社会的投資 ・福祉国家の再考
中心的政策	<ul style="list-style-type: none"> ・需要喚起政策 ・社会保険を通じた所得保障 ・公的セクターによる雇用確保 ・公的扶助 	<ul style="list-style-type: none"> ・マネタリズム ・労働市場の規制緩和 ・公共サービスの民営化 ・就労の義務化 	<ul style="list-style-type: none"> ・人的資本への投資 ・労働市場への参加を手助けするサービスの提供 ・労働市場の柔軟性と社会保障 (flex-security)

(Morel, Palier, and Palme 2012: 12-13)

の創出と維持に限定し、再分配は国家による市場への不当な介入と見なし、社会保障政策は経済成長および資本主義の足かせになるため不要だとした。

社会保障政策およびその担い手としての国家の役割を最小に留める新自由主義に基づく福祉改革に対しては、1990年代後半よりヨーロッパを中心に両者の役割を見直す動きが登場するようになった。社会保障政策と国家の役割に再度光を当てる考え方は、「積極的福祉 (positive welfare)」、「能力開発国家 (en-

abling state)」、「開発型福祉国家 (developmental welfare state)」、「社会的投資国家 (social investment state)」といった用語で論じられている。これらの用語で語られる新しい福祉国家像は、20 世紀型福祉国家が重視した受動的な所得保障だけでなく、社会政策の能動的な (active) 側面に着目する。すなわち、社会における成員がその潜在能力を最大化させ労働市場に積極的に参加することを目標とし、そのための支援サービスの拡充を行い、従わない者には懲罰を与えることも辞さないことを含意しながら展開するのである。そして社会保障政策が生産性の向上に寄与することに言及し、社会保障政策の実施と経済成長の両立が可能である点を強調する。20 世紀型福祉国家、新自由主義に基づく福祉改革と社会的投資に基づいた福祉国家の問題認識や中心的な考え方をまとめたものが表 1 である。

能動的な社会政策の実施が持続可能な経済成長に結びつくという 21 世紀型福祉国家を形作る考え方の背景には、20 世紀型福祉国家および新自由主義的福祉改革の両者に対する批判的考察が存在する。すなわち、20 世紀型福祉国家はグローバル化の進展や産業構造の転換に伴う労働市場および家族機能の変容から生じる「新しい社会的リスク (new social risks)」に十分に対応していないという批判、および新自由主義的福祉改革は格差と貧困の拡大と社会的排除の出現を招いたという批判である。21 世紀型福祉国家は、グローバル化ならびにポスト工業化社会への移行期に先進国が共通して直面する問題に対し、社会政策が新しい社会的・経済的リスクに対し市民を備えさせる (prepare) 役割を担うべきであるという考えに基づいて展開している。その際、国家は教育や訓練を通じた人的資本の蓄積および人的資本を有効に活用するために必要なサービスや給付を提供する役割を担う。つまり、国家の役割を最小に抑え、全ての問題に対し市場を通じた解決を試みる新自由主義とは異なり、社会保障政策は国家による社会的な投資として実施する必要があるという認識が近年の福祉国家再編の動きの中には存在するのである。

2-2. 「第三の道」路線における社会的投資：未来への経済的投資

それでは、社会的投資の理念的な側面に着目した研究としてはどのようなものがあるのだろうか。社会的投資という観点から福祉国家の再編を論じる議論には 2 つの理念的潮流が存在する。ひとつはイギリスのブレア労働党政権の政策ブレーンであった社会学者のギデンズによる「第三の道」路線である。もう一方は、伝統的な社会民主主義に基づく議論であり、その代表格がデンマークの

社会政策学者であるエスピン＝アンダーセンによるものである。福祉国家の刷新にあたっては人的資本への投資が重要であり、20世紀型福祉国家とは異なる政策領域に目を向ける必要があるという点において両者は一致しているが、その理由づけが異なっている。

所得再分配を重視する従来型の福祉国家でもなく、新自由主義的な小さな政府でもなく、機会の平等を通じた社会的公正の達成という「第三の道」路線を体系的に論じたのがギデンズである (Giddens 1998)。ギデンズは近代化が進むにつれて階級、家族、地域、国家といった集団は流動化し、情報や知識が価値をもつ知識基盤型経済 (knowledge based economy) の下では雇用も流動化すると述べた。個々人の働き方やライフスタイルは多様となり、生き方やリスクの「個人化」は自分の人生の意味やアイデンティティを自らが選択する余地が広がることを意味すると指摘した。ギデンズはこのような社会状況では、労働が非常に重要な役割を果たすと論じ、労働こそが多様なリスクに対処する資源を個々人に与え、生活の安定と社会的つながりを保障する鍵になると述べた。すなわち、「直接的な経済的保障ではなく、人的資本への投資が重要である。福祉国家に代わり、今後必要なのは社会的投資国家 (social investment state) である」と主張した (Giddens 1998: 117)。

ギデンズが提唱する社会的投資国家において福祉が果たす役割とは、画一的なリスクからの保護ではなく、個々人の人的資本への投資にある。そこでは教育や訓練といった人的資本への投資を行い、個人の雇用可能性 (employability) を可能な限り高めることにより、個人が多様なリスクに自らの力で対処することが期待された。その際ギデンズは新自由主義のように国家の役割は自由市場の創出と維持に限定するべきだと考えていたわけではなく、従来公的に実施していた事業を国以外の主体が実施するようになった場合にも国家が果たすべき役割があると論じている (Giddens 2003)。すなわち、国家は個人の雇用可能性を伸ばした後も国民に対し、公的サービスの提供を保証する道義的および政治的責任を有すると述べている。たとえ民間企業あるいは第三セクターが事業の運営を行ったとしても、国家はそれらのサービスが国民のニーズに当てているか監査や規制を通じて公共財の供給水準について保証する必要があると主張する⁽³⁾。

(3) ここでは「保障」ではなく「保証」という語を用いる。なぜならば、ここでギデンズが意味する国家の役割は20世紀型福祉国家が重視してきた社会保障の担い手としてではなく、種々に提供されるサービスの品質保証を担う役目を指しているからである。ギ

ギデンズが提唱する社会的投資国家では失業給付は非生産的な支出だとみなされ、社会的投資には含まれない。なぜならば、ギデンズが想定する社会的投資の目的は所得の再分配による平等の達成ではなく、個々人が自らの持ち得る力を最大限に伸ばす機会を平等に提供することにあるからだ。そのため、平等な機会を提供した後の結果として生じる不平等に関しては不可避であるという見解を示している。

このように結果としての格差を容認する姿勢は、ギデンズが考える社会的投資国家における社会権のあり方とも関連している。社会的投資国家はその特徴として「未来への投資」を重視し、子どもに関連する政策に重点を置く。ここで重要なのは、ギデンズが想定する社会的投資国家は、子どもを未来の市民労働者（*citizen-worker of the future*）と認識し、「投資対象」として重要な位置づけを与えていることにある。子どもが低学歴や貧困、健康状態の悪化を原因に成人した後に労働者として十分な経済活動に従事出来ないことは、国家に対し経済的な損失をもたらすことになる。そのため、長期的な経済的損失の発生を予防する目的で第三の道路線による社会的投資国家は、子どもに関連する政策に取り組むのである。その裏には、成人市民とはジェンダーを問わず国家に依存せず、労働市場において自らの力で生活を営むべきであるという認識が存在する。つまり、成人の社会権（*adult social citizenship*）とは就労義務の履行により獲得するものであると想定しているのである。ルース・リスター（*Ruth Lister*）が指摘するように第三の道路線による社会的投資国家での「子ども」とは「民主主義的な市民（*democratic-citizen*）」ではなく、未来の市民労働者として社会的投資国家の資産として重要」なのである（*Lister 2004: 171*）。これはすべての市民は権利主体として平等な存在であると位置づけ権利保障を行う 20 世紀型福祉国家のシティズンシップ概念からは大きく乖離しており、次項で検討するエスピン＝アンダーセンの議論と根本的に異なる点である。

2-3. 伝統的社会民主主義と社会的投資：社会的保障との両立

ヨーロッパにおける福祉国家の立て直しに関する議論は、2000 年に EU（*European Union*）がリスボンで開催した欧州理事会において、人的資本への投資は新たなヨーロッパ社会モデルの構築に不可欠だとの見解を示したことを受け活発化した。欧州理事会の依頼を受け、リスボン戦略に基づく新たなヨー

デンズ自身、近年は社会的投資国家（*social investment state*）よりも品質保証国家（*ensuring state*）という単語を用いている（*Giddens 2003*）。

ロップ社会モデルの青写真を提示したのが、エスピン＝アンダーセンである。エスピン＝アンダーセンは従来の20世紀型福祉国家は変革の時を迎え、ヨーロッパは再び「善き社会 (good society)」のあり方について考える時期に来ており、これからはライフコースという視点から福祉国家を再興すべきだという議論を展開した。

エスピン＝アンダーセンは、グローバル化と少子高齢化の進展およびポスト工業化に伴う産業構造の転換は知識集約型経済 (knowledge intensive economy) への移行を促進しており、そのような経済社会では個人の学習能力と人的資本の蓄積がライフチャンスの拡大にとって重要であることを主張した (Esping-Andersen 2002a, 2002b)。すなわち、これからはより良い人生を送るための基本条件として、各々の認知力 (cognitive skills) と専門的な資格 (professional qualification) の有無が問われるようになり、より良質な雇用へのアクセスも資格や能力によって決定づけられる。加えて、どのような資格や能力を身につけられるかには依然として社会階層の影響も大きく、各人が生まれた家庭による格差も生じると考えられる。そのため、個人の生まれや何らかの理由で一時的に生活が厳しい状態に陥る事態が生じたとしても、劣悪な生活が永続することを防ぐ手段を講じる必要があり、人生のより早い段階から格差を是正するための積極的な福祉的関与が必要だと主張する。

エスピン＝アンダーセンは現時点で生じている子どもの貧困の解消は将来的に個人および社会に対し利益をもたらし、さらに長期的な観点から考えれば老齢期の貧困を抑制することにもつながると論じる。知識集約型経済においても依然として雇用はよりよい生活を送るための必須条件であるが、幼小期における欠乏状態はその後の教育歴および成人してからの雇用にも影響を及ぼすと考えられる。生まれた家庭の社会的階層の違いは依然として高等教育への進学に影響を与えており、低学歴や低技能は劣悪な雇用から抜け出す機会をなく奪している。すなわち、「社会的な選別は、市民自身が自らに何が起きているのかを認識する遙か以前から生じているのである」 (Esping-Andersen 2002b: 31-32)。そのため子どもの貧困を社会的に解消する必要性が生じると述べている (Esping-Andersen 2002b)。

エスピン＝アンダーセンが考える社会的投資の意味合いは、ギデンズの理解と根本的に異なる。1970年代から稼働年齢層の失業が社会問題として顕在化していたヨーロッパでは、現在の生活を保障する上で失業保険を始めとする所得保障が重要な役割を果たしていた。ギデンズは受動的な所得保障は非生産的であり社会的投資に該当しないと主張したが、エスピン＝アンダーセンは社会

的投資が真にその効力を発揮し持続可能であるためには、その前提条件として失業給付を始めとする従来型の所得保障の存在が不可欠だと主張する。さらにエスピ＝アンダーセンは個人の能力を伸ばすことに注力する社会的投資が従来型の所得保障を代替できるという発想は、短絡的な楽観主義であり、むしろ逆効果であると批判する。つまりエスピ＝アンダーセンは、十分な所得保障はそもそも個人が貧困に陥る可能性を減らすものであり、そのような所得保障が存在した上で初めて職業教育・訓練や職業紹介といった社会的投資政策が効果を発揮すると論じるのである。そして真に効果的で持続可能な社会的投資とは予防的政策（preventative policy）に重きを置く必要があると主張し、従来型の所得保障の役割を肯定する（Esping-Andersen 2002a: 5-6）。

従来型の所得保障を前提とした上で社会的投資の必要性を説くエスピ＝アンダーセンの議論の背景には、社会的投資に基づく新しい福祉国家を構築する際にも依然として社会的平等や公正の達成が重要だという認識が存在する。それはエスピ＝アンダーセンが、新しい福祉国家においても階級格差の解消が重要だと主張する点にも通底している⁽⁴⁾。エスピ＝アンダーセン自身が提示した通り、20 世紀型福祉国家にはいくつかの類型が存在するが、どの類型においてもリスクの社会化を通じたリスクヘッジと社会権を根拠にしている（Esping-Andersen 1990）。エスピ＝アンダーセンは新しい福祉国家モデルにおいても、社会権の保障は必要不可欠だと考える。そして、社会的投資に基づいた新しい福祉国家とは、「投資」と「保障（protection）」の両者によって成立するものであるという認識を示す。すなわち、社会的投資を実施するからといって、20 世紀型福祉国家の役割であった市民の権利保障という任務の放棄を意味するわけではないと論じる。

21 世紀における新しい福祉国家像として、ギデンズとエスピ＝アンダーセンは共に社会的投資を中心に据えて議論を展開するが、両者が考える知識集

(4) エスピ＝アンダーセンは、ポスト工業化社会においては個人の技能や資格を始めとする人的資本の蓄積を通じた階層間の移動機会をきちんと確保することが出来れば、労働市場の二極化は必ずしもポスト工業化社会における階層の固定化をもたらすわけではないと述べている。だが個人の技能や資格取得によって階層間の移動をある程度行える社会では、同時に階層の不可視化も進展することを指摘している。そのため、個人の技能や資格によって階層間移動が行えるからと言って、そのことをもってして貧困と階級格差の連鎖を解消する手段を講じなくてよいことにはならないと論じる（Esping-Andersen 2002a: 2-3, 2002b: 26-30）。

約型経済における社会権のあり方は大きく異なる。20世紀型福祉国家は公的扶助を必要とする個人に対し資力調査を課すことがあっても、給付が必要となった原因は不問としてきた。受給者に対して給付を必要とする事態と無関係な条件は課さないというのが、20世紀型福祉国家の基本的な理念である。だが、ギデンズの議論では権利には義務が伴うことが強調され、権利行使とは義務履行と引き換えに提供を受けることができるとされる。社会政策には「踏切板 (springboard)」としての役割が与えられ、非生産的な所得保障は不要と見なされ、就労に向けた経済的インセンティブを高める目的での教育や訓練政策を重視する。これに対しエスピ＝アンダーセンは、十分な所得保障を行った上で教育や訓練といった社会的投資を実施することを主張する。社会政策は知識集約型経済において必要な技能や資格を身につけることの支援と共に現在の良質な生活を保障する役割を担う。つまり、権利行使に義務履行は付随せず、教育や技能訓練といった社会的投資は従来の社会権に上乘せする形で市民の権利として認められるのである。

3. 社会的投資アプローチの政策パターン

21世紀における新しい福祉国家のあり方を論じる際に登場する社会的投資には、2つの理念的潮流が存在することが明らかになった。それでは、社会的投資とは具体的にどのような形で政策として実践されているのだろうか。本節では社会的投資アプローチの鍵となるのは人的資本への投資であり、その実施に際しては「投資」目的に留意する必要があることを指摘する。社会的投資の対象としては、1) 成人に対する技能向上 (skill enhancement)、2) 女性、3) 子ども関連の3つの政策領域が重要となっている。しかし全ての国が全ての政策対象に対して一律に社会的投資アプローチを展開しているわけではない。国および政策領域ごとの進展度合いに差異が生じる要因として本節では、20世紀型福祉国家からの制度遺産と社会的投資アプローチを推進する政治的勢力の支持基盤の変化の2点について検討する。

3-1. 政策領域と「投資」の目的

社会的投資の対象として重視されるのは、子ども、女性や子育て中の者、若者および労働市場から一時的に退出あるいは未だ入った経験を持たない者 (若年無業者) である。20世紀型福祉国家は安定した雇用と家族を前提としており、福祉国家の主要な役割は男性稼ぎ主が何らか事情により労働市場に参加不

可能となった場合の所得保障にあった。これに対し社会的投資に基づく 21 世紀の福祉国家は、持続可能な福祉国家には持続可能な経済成長が不可欠であり、そのためには生産性の向上が重要だと考える。従って 20 世紀型福祉国家の主たる政策対象だった中高年男性以外の潜在能力とリスク管理能力を向上させることが鍵となる。

20 世紀型福祉国家では製造業に従事する男性労働者のライフサイクルを基に、そこに予想されるリスクへの対応は主に社会保険制度と公的扶助を通じた再分配によって行われた⁽⁵⁾。しかし、経済のグローバル化、主要産業の製造業からサービス業への転換、女性の労働市場への進出およびそれに伴う家族のあり方の変容、構造的な失業の発生と雇用形態の多様化が同時に進行する環境下では、従来の手法によるリスクの共有と再分配だけでは個人々人に対し十分な社会的保護の提供が困難となった。そのため、ライフサイクルのあらゆる局面で生じる可能性があるリスクに対し個人々人を予め備えておくことが重要となった。

アントン・ヘメリッヒ (Anton Hemerijck) は、このような新しい社会的リスクに対し個人が独力で完全に備えることは不可能であるが、他方、利益産出に結びつかない支援サービスを市場が全面的に供給するとも考えがたいため、個人がライフサイクルの各段階において必要に応じて利用出来る支援を公的な社会政策として国家が提供する必要があると論じた (Hemerijck 2012)。稼働年齢期の貧困 (working poverty) や時代に適さない技能、高齢期の貧困はいずれも個人が偶発的に直面する苦境ではなく、人生のより早い段階で個人が抱えていた問題が累積した結果である。そのためこれからの福祉国家は年金や社会保険といった人生後半期に特化した支援から、子育て支援、就学前教育、職業教育、技能訓練といったより幅広い年齢層を対象とする形で国家が重視する政策領域を転換していく必要があるという認識をヘメリッヒは示した⁽⁶⁾。

(5) ニコラス・バー (Nicholas Barr) はこのように自己所得がある人々の間、あるいは個人のライフサイクルの中で勤労所得がある時期とない時期の間での水平的再分配を福祉国家の「貯金箱機能 (piggy-bank function)」と命名した。他方、社会保険に加入できない者に対しては公的扶助制度が用意され、所得制限や資産調査を条件に税財源を基にした現金給付が行われた。これは自己所得がある者からない者への垂直的再分配であり、それ故にバーはこれを「ロビンフッド機能 (Robinhood function)」と名付けた (Barr 2001)。

(6) ただし、ヘメリッヒもエスピン＝アンダーセン同様に人的資本への投資や子育て支援を行うことが従来の再分配政策を代替するものではないと指摘する (Hemerijck 2012:

ヘメリッヒは、社会的投資政策が展開する領域として、1) 人的資本への投資、2) 生産的な経済活動と家庭における再生産の再連携、3) 労使関係の再構築の3分野を挙げている。サービス業を中心とした知識基盤型経済において必要な人的資本とは、個々人の認知力と対人コミュニケーションを始めとする社会的な行動を可能とするためのスキル (social skills) の習得および恒常的な向上を意味し、これらの能力を身につける最も有効な方法は子どもに対する早期教育と成人に対する技能訓練だと述べている。生産的な経済活動と家庭における再生産の再連携とは、子育て責任を有する労働者の仕事と家庭生活の調和を目指す政策を指す。良質な公的保育所の提供や有償の育児休暇の保障により、子どもに対するより良い生育環境の提供と女性 (母親) の就労を支援する。最後に労使関係の再構築とは、知識集約型経済では誰もが多様な就業形態を経験する可能性があるという想定の下、雇用形態の違いがその後の生活に負の影響を与えないように配慮した労使関係の構築を意味する。定年まで製造業に従事する男性正規雇用労働者像に基づいた労使関係ではなく、男女が共に労働市場における就労と家庭における家族責任を果すことを想定し、正規雇用から非正規雇用への移行、育児や介護によるキャリアの中断が不利にならない労使関係の再構築を指す。

以上3つの政策領域の内、社会的投資アプローチの要が人的資本への投資にあることはヘメリッヒ以外にも多数の論者が指摘している (Agell, Lindh, and Ohlsson 1997; Lindh and Palme 2006; Hemerijck 2012; Morel, Palier, and Palme 2012)。なぜならば人的資本への投資を推奨する背景には、少子高齢化が進み世代間および世代内格差が拡大する中で充実した福祉国家を維持するためには将来的な納税者の量的拡充および質的向上が不可欠だからである (Esping-Andersen 2002a; Jenson 2012)。人的資本への投資は各々の認知力や社会的スキル、専門的資格の習得を支援することにより個人の雇用可能性の向上および非労働力化 (inactive) している者の労働市場への (再) 参入を促すことにつながり、就労率の上昇は課税対象となるベースが拡大することを意味する。

それではこのような人的資本への投資を中心に据えて展開する21世紀型福祉国家は、社会権を基礎とする20世紀型福祉国家の深化と理解してよいのだろうか。社会的投資アプローチについて検討する際は、その最重要領域である

46-54)。社会的投資アプローチが効果を発揮するためには適切な所得保障が必要条件であり、社会的保護 (social protection) と社会参加の奨励 (social promotion) は福祉国家を刷新するにあたり不可欠な両輪であると述べている。

人的資本への投資が新自由主義的人間観および能力開発国家への移行を内包していることに留意しなければならない。すなわち個人の雇用可能性の向上を重視することは、自らの労働力が労働市場における商品として高い付加価値を得ることに最大の価値を見出すことを含意する。そのため高度な専門知識や技能を有する労働者は使用者と対等に渡り合え、社会的な保護を与える必要はないという新自由主義的な「強い労働者」という人間観に基づいた政策につながり得るのである。さらに潜在能力およびリスク管理能力の向上に努める個人に対する「投資」に国家の役割を見出すことは、国家を市民の権利保障の主体ではなく、個人の義務履行と能力向上を監視する主体として位置づけることを意味する。「投資」を行ったからには、元本を「回収」しなければならず、そのため最も支援を必要とする層ではなく「より回収しやすい」対象のみが「投資」先として選別される可能性が高まる。普遍主義に基づく社会的平等の達成から選別主義の強化へと国家の果たす役割が変化する様相は、福祉国家が能力開発国家へと転換する動きと調和するものである⁽⁷⁾。

このように人的資本への投資を中心に据えた社会的投資アプローチに基づく21世紀の福祉国家は、脱商品化政策により市場への依存から労働者が一時的に離脱することを可能とし、全ての市民に対する権利保障と社会の安全と平等の達成を目指した20世紀型福祉国家とは根本的に異なる理念の実践と政策目標の達成を志向する側面を有する。ただし、人的資本への投資を通じた福祉国家の生産性向上が、社会的な保護や保障も重視するのであれば、社会的投資アプローチは新たな形で社会権の再構築を試みる取り組みだと捉えることもできよう。すなわち、人的資本への投資を新しい技能や専門知識の習得だけでなく、個人が現時点で有する技能の価値の保護と良質な生活の保障に対しても行うのであれば、社会権が重層的に拡充しているとも考えられるのである。

ダンカン・ギャリー (Duncan Gallie) は、ポスト工業化社会において労働市場への積極的な参加奨励が良質な生活に結びつくためには良質な雇用の確保が不可欠であり、そのためには労働者が失業した際の生活を保障し続けることが鍵となることを主張した (Gallie 2002)。知識集約型経済では、低技能はそもそもその失業リスクを高めると同時に失業状態の長期化と労働市場における周縁化 (marginalization) を促進する。ギャリーはこの10年ほどのEU諸国の失業

(7) 能力開発国家が普遍主義と社会的平等や公正の達成を目指す20世紀型福祉国家とは根本的に異なる理論的基礎に依拠し、能力開発国家への移行が認められるほど社会権が縮減することに関する議論の詳細は三浦・濱田 (2012) を参照。

者対策を概観すると、それは多くの低技能労働者を置き去りにする形で進展しており、職業技能訓練といった人的資本への投資の恩恵に与っているのはもっぱら高技能労働者であることを指摘する。低技能であるが故の失業であるにも関わらず、低技能失業者は十分な技能向上訓練を享受できていないため、失業が長期化し、仮に労働市場に再参入した際にも低技能で従事できる不安定職にしか就くことができない。そのため高い確率で再び失業し貧困に陥るリスクを抱えることとなる。

ギャリーはこのようなEUの現状に対し、低技能失業者に対する職業技能向上訓練を実施するだけでなく、彼らが安心して職業技能向上訓練に従事できる生活環境の保障が必要であると主張する。つまり失業が即所得の断絶と貧困につながるような状況下では、失業者は自らの技能向上に努めるよりも、たとえ低賃金で技能向上の可能性がない劣悪な就労環境であったとしても就労を選択せざるを得ない。低技能に由来する貧困の罠に陥らないよう、ギャリーは失業者に対する適切な生活を保障すると共に職業訓練の享受も市民が保有する権利(entitlement)として認められるべきだと論じる(Gallie 2002: 119-129)。20世紀型福祉国家が行ってきた失業時の生活を保障する現金給付を認めつつ、失業者の技能向上を支援する人的資本への投資が政策として遂行されるのであれば、21世紀の福祉国家として新たな形で社会権を再構築する動きが生じていると捉えることができるのである。

3-2. 社会的投資アプローチの類型と推進要因

以上の検討を通じ、社会的投資アプローチは女性や子ども、若者といった20世紀型福祉国家とは異なる政策対象を中心に展開しており、その要となる人的資本への投資には、20世紀型福祉国家の基礎であった社会権の保障に関して両義的な側面を有していることが明らかとなった。それでは、社会的投資アプローチの展開にはどのような類型があり、類型ごとの差異はいかなる要因によって生じているのだろうか。

ナタリー・モレル(Nathalie Morel)、ブルーノ・パリエ(Bruno Palier)、ヨアキム・パルム(Joakim Palme)は、そもそも社会的投資アプローチを実質的に採用しているEU諸国は少数であると述べている(Morel, Palier, and Palme 2012b)。各国の公的支出の推移を考察すると、子どもの早期教育や職業教育、技能訓練といった社会的投資アプローチとして位置づけられる政策領域に対する公的支出は増加していないと指摘する。モレル、パリエ、パルムは、エスピン=アンダーセン(1990)が提示した福祉レジームに沿ってEU諸国を概観す

ると、保守主義レジームに該当する大陸ヨーロッパ諸国は依然として従来の補償重視型 (compensatory) の政策を中心に据えていると指摘する⁽⁸⁾。社会的投資アプローチを積極的に採用しているのは、北欧諸国、いわゆる伝統的な社会民主主義レジームに属する国であるが、これらの国はそもそも職業訓練や良質な公的ケア政策に力を入れている国々であった。近年社会的投資アプローチを採用し「能動的」な福祉国家への転換が見られる国としては、オランダとイギリスを挙げているが、イギリスに関しては「第三の道」路線が強く、保障を削減する形での社会的投資の展開が観察でき、オランダもイギリス程ではないが同様の兆候を示していると主張する⁽⁹⁾。

エスピン＝アンダーセン (1990) が提示した福祉レジーム類型が社会的投資アプローチを中心に据えた 21 世紀の福祉国家分類においても有用であるのかに関しては、リタ・ニコライ (Rita Nikolai) が検討している (Nikolai 2012)。その結果ニコライは、自由主義レジームに該当するイギリスと社会民主主義レジームに所属する北欧諸国はいずれも社会的投資アプローチとみなされる種類の政策が現在進行形で展開している国であるが、2つのレジームでは最終的な政策目標が大きく異なっていると主張する。ニコライは子育て支援政策、教育政策、積極的労働市場政策を「投資型政策」(investment policies)、遺族年金を含む年金と失業給付を「補償型政策」(compensatory policies) と分類した上で、イギリスと北欧諸国では共に 2000 年代以降、投資型政策を重視していることを明らかにした。次にニコライは補償型政策との関係に目を向け、北欧諸国は年金や失業給付を削減せずに投資型政策を遂行しているが、他方イギリスは補償型政策の削減を進めながら投資型政策を実施していることを指摘した。すなわち北欧諸国は保障と投資を同時に実施しており、社会的投資アプローチは現在の良質な生活の保障と将来的な生産性の向上という二重の責務 (double liability) を担う形で展開している。その一方イギリスでは、投資が進展しつつも保障は削減されており、新自由主義と親和的な形での人的資本への投資が展開していると論じた。ニコライはさらに労働市場からの早期退出奨励といった元来、補償型政策が主流である保守主義レジームに関しては、フランスとベル

(8) もっとも、子育て支援と家族に関する政策領域については、フランスやベルギーでは社会的投資と捉えることが出来るような政策展開も観察されている (Morel, Palier, and Palme 2012b: 356-359)。

(9) イギリスが社会保障関連の公的支出を従来の所得保障を削減する形で、子どもの早期教育や家族政策へと支出先を再編している点については Hudson and Kühner (2009) も指摘している。

ギーでは投資型政策の進展が観察できるとも述べている。そして大陸ヨーロッパ諸国については、2007年の段階では保守主義レジームとして括ることが困難な程にレジーム内における多様化が進展していることを指摘している。

社会的投資アプローチの類型としては、1) 保障と投資を同時に実践する保障付き投資型、2) 保障を削減する形で投資が進展する「能動化」への転換型、3) 補償重視型の3類型に分類できることが分かった。伝統的に社会民主主義勢力が福祉国家の発展に重要な役割を果たしてきた北欧諸国が保障付き投資型に、イギリスが「能動化」への転換型に分類されることに関してはどの論者も概ね一致するが、大陸ヨーロッパ諸国をどのように分類するかでは見解が分かれる (Bonoli 2012; Morgan 2012; Nikolai 2012)。その代表例がフランスであり、ジュリアノ・ボノリ (Bonoli 2012) のようにフランスは依然として伝統的な早期退職奨励を中心に据えた補償重視型だと捉える研究がある一方、キンバリー・モーガン (Kimberly Morgan) のようにフランスをスウェーデンやノルウェーと同様に保障付き投資の先発国だと位置づける研究も存在する (Morgan 2012)。フランスにおける社会的投資アプローチの展開に対する見解の相違は、どの政策領域を分析対象とするかによって生じていると考えられる。成人への職業教育訓練政策に焦点を当てた場合には、ボノリの指摘通りフランスは社会的投資アプローチを積極的に実施しているとは言い難い。他方、子育て支援政策に関しては、フランスは1980年代より3歳から6歳の就学前児童に対する公的な教育プログラムを実施しており、他国に先駆けて社会的投資アプローチを実施してきたと捉えることができる。

それでは社会的投資アプローチの推進は、どのような要因によって生じていると説明することが出来るのだろうか。また、なぜフランスのように政策領域ごとに社会的投資アプローチの展開度合いに差異が発生するのだろうか。仕事と家庭の調和に関する政策 (work-family reconciliation policy) を事例としてヨーロッパ9か国を対象に事例分析を行ったモーガンは、社会的投資アプローチの進展に差が生じる要因として、20世紀型福祉国家からの制度遺産と政党政治の2点を主張する (Morgan 2012)。分析対象とした9か国のうち、ノルウェー、スウェーデン、フランスが社会的投資の先発国、オランダ、イギリス、ドイツを転換国、オーストリア、イタリア、スペインを後発国と分類した上で、各国における社会的投資を1) 女性雇用の活発化 (activation)、2) ジェンダー平等の推進、3) 子どもに対する質の高いケア政策の提供の3つの側面に分類した上で検証した。

モーガンは自らが提示した社会的投資の全ての側面を均等に重視している国

は皆無であり、大多数の国において女性雇用の活発化がジェンダー平等の推進と子どもに対する質の高いケア政策に比べ優先的に展開していると指摘する。特に転換国に分類される国ではその傾向が強く見られ、その一つ目の要因としてこれらの政策が発展したタイミングと 20 世紀型福祉国家からの制度遺産の関係を挙げる。社会的投資の先発国に分類されるスウェーデンとノルウェーは元々社会民主主義勢力が強い国であり、福祉国家の黄金期と呼ばれる 1970 年代より女性の就労支援および子育て支援政策に取り組んでいた。議会に占める女性議員の割合の高さ、左派政党による共稼ぎモデルの推奨がジェンダー平等や充実した公的な子育て支援、育児休業時の手厚い所得保障に結びついた⁽¹⁰⁾。これに対し、社会的投資への転換国に分類されるオランダとイギリスは、いずれも福祉国家の縮減期を経てからの再編期にあたる 1990 年代半ば以降に社会的投資アプローチを採用している。社会保障関連の問題を市場ベースで解決しようとする政策志向が強い状況を経験してからの社会的投資アプローチの展開であるため、女性の雇用を促進する政策が積極的に採用され男性稼ぎ主モデルからの転換は生じたが、ジェンダー平等および子どもに対する良質なケア政策の側面では不十分な形で展開になったと述べている (Morgan 2012: 165-169)。

転換国において女性雇用の活発化が他の 2 つの政策領域に先行して生じた二つ目の要因としてモーガンは、これらの国の中道左派政党の選挙戦略を指摘する。1980 年代を通じて転換国では保守政党が政権に就いており、中道左派政党は政権交代を目指すためにも支持基盤を拡大する必要があった。だが彼らの伝統的な支持基盤であった労働組合は弱体化が進んでおり、新たな支持基盤として中間層の女性を取り込む戦略を採用したため、彼女たちのニーズに沿った政策を推奨するようになったのである。この傾向はとりわけオランダとイギリスにおいて顕著であり、このため両国では育児休業の充実化という手法による母親の就労促進政策が拡充した。しかし、母親の就労を促進する政策は良質な公的な子育て支援の拡充へととはつながらず、保育所や 3 歳児未満の早期教育は民

(10) 議会に占める女性議員の割合および左派勢力主導の福祉国家形成という点に関し、フランスはスウェーデンとノルウェーとは政治的に異なる状況にあった。そのためフランスは労働市場におけるジェンダー平等と女性の就業率は低いが、3 歳未満児に対する公的な子育て支援を充実させる制度設計となっている。モーガンはフランスと北欧 2 か国の政治的状況の違いを認めつつも、これら 3 か国は、良質なケアを公的に提供することにコミットしてきたという点において共通しており、社会的投資アプローチの先発国と位置づけることが可能だと述べている (Morgan 2012: 162-165)。

間業者に委ねられる形となった。モーガンは転換国におけるこのような政策展開は、政党が自らの支持基盤拡大という利益を優先させ、社会的投資に基づいた福祉国家の再興が最も重要な目的ではなかったからであると論じる。

4. おわりに：日本型福祉国家分析への手がかり

本稿では20世紀末よりヨーロッパにおいて福祉国家再編のキーワードとなっている社会的投資の理念的な側面と実際の政策としての展開パターンについて検討した。21世紀における新しい福祉国家のあり方としては、市民の社会的・経済的リスクへの対処を国家が社会政策を通じて成すべきであるという点への合意がみられる。国家が果たすべき役割の理念的側面を検討した研究には2つの潮流が存在し、両者は20世紀型福祉国家が行ってきた所得保障および福祉国家の最終目標として社会の安全と平等の達成に対し本質的に見解が異なる。「第三の道」路線は、所得保障は非生産的な支出だとみなし、社会権の行使には何らかの義務履行が付随するという理解を示す。他方、伝統的社会民主主義の立場からは、社会的投資には従来の所得保障を補完する役割もあり、21世紀においても社会的平等は依然として福祉国家の重要な目標だという認識が示されている。

社会的投資の実施パターンに目を移すと鍵となる政策領域は人的資本への投資であり、ここでも20世紀型福祉国家の基礎であった社会権の保障に関し両義的な側面を有する形で政策が展開していることが明らかとなった。人的資本への投資が個人の労働力を労働市場における商品としての価値の最大化および国家の生産性の向上手段としてのみ捉えるのであれば、それは社会権を根拠にした20世紀型福祉国家からの根本的な変質を意味する。しかし、人的資本への投資が社会的な保護や保障も重視するのであれば、社会的投資アプローチは21世紀における新しい福祉国家として社会権を重層的に再構築する試みだと捉えることもできる。

社会的投資アプローチの推進要因として先行研究では、20世紀型福祉国家からの制度遺産と政党戦略が挙げられている。社会的投資が従来の保障型政策と共に進展している国は、1970年代の福祉国家拡充期に女性の就労支援や子育て支援といった現在社会的投資アプローチと呼称される政策に類似した政策を採用していた。他方、1990年代以降に社会的投資アプローチを採用する方向へと方針を転換した国では、補償型政策の削減を伴いながらの展開となっている。これは政権交代を狙う左派政党が支持基盤拡大戦略の一環として社会的

投資アプローチを採用したためである。

最後に本稿で検討した社会的投資アプローチは、日本型福祉国家の変容を考える際にどのような形で手がかりとなるのか、今後の検討課題について述べる。貧困や社会的に排除された状態にある人々の社会参加と経済的自立の実現を目指す形での福祉国家の再編はヨーロッパに限らず日本においても重要な政策課題である。日本型福祉国家は、国家による直接的な社会的保護の提供よりも、家族福祉と企業福祉が相互に補強しながら、公的な福祉制度を代替する形で福祉国家の発展を促してきた（埋橋 1997; 宮本 1997, 2008, 2013; 宮本・ベング・埋橋 2003）。その基本的な特徴としては財政資源を経済開発に集中し、その枠の中で経済成長に適合的な福祉制度の設計を行ったことにある。経済政策による福祉政策の代替あるいは経済政策が福祉政策に対して優位な様相は日本に限らず、欧米諸国と比較し福祉国家の発展タイミングが遅かった東アジア諸国に共通している（宮本・ベング・埋橋 2003; 金 2008; Lue and Park 2013）。そしてこのような後発福祉国家の発展要因としては、国家官僚制が経済開発と調和させる観点から福祉国家の形成を進めてきたという指摘がなされている（上村 1999）。

日本を含む東アジア諸国のように国家による公的な福祉制度よりも家族や企業が果たす役割が大きい国において、社会保障の担い手としての国家の役割を再考する社会的投資アプローチは馴染むのだろうか。一つ考えられる可能性としては、個人を投資対象と位置づけ、その生産性向上が経済成長に役立つという側面を強調する手法である。「効率性の高い福祉」という言説を用い見かけ上の福祉制度の拡充を行いつつも、実質的なサービス提供は民間企業に担わせる形であるならば、後発福祉国家型の社会的投資の展開が生じるかもしれない⁽¹¹⁾。ただし、その際には 20 世紀型福祉国家の根幹をなす国家による社会権の保障に対する変容が生じているのか否か、注意深い検討を要する。本稿はヨーロッパを分析対象とした社会的投資に関する先行研究の整理を行ったが、今後は日本を含めた東アジア諸国の後発福祉国家、開発型福祉国家における社会的投資の理念と展開に関する実証分析に取り組んでいきたいと考える。

(11) 東アジア福祉レジームの変容に関する先行研究としては、韓国を事例に福祉制度の拡充が開発主義からの転換と福祉の普遍化および社会権の保障に対する国家責任の強化を意味するのかを分析した安（2011）がある。

参考文献

【外国語文献】

- Agell, J., Thomas Lindh., and Henry Ohlsson. 1997. "Growth and the public sector: A critical review essay." *European Journal of Political Economy* 13: 33-52.
- Barr, Nicholas. 2001. *The Welfare State as Piggy Bank: Information, Risk, Uncertainty, and the Role of the State*. Oxford: Oxford University Press.
- Blyth, Mark. 2002. *Great Transformations: Economic Ideas and Institutional Change in the Twentieth Century*. New York: Cambridge University Press.
- Bonoli, Giuliano. 2012. "Active labour market policy and social investment: a changing relationship." In *Towards a Social Investment Welfare State? Ideas, Policies, and Challenges*, edited by Nathalie Morel, Bruno Palier, and Joakim Palme, 181-204. Bristol: Policy Press.
- Cox, Robert Henry. 2001. "The Social Construction of an Imperative: Why Welfare Reform Happened in Denmark and the Netherlands but Not in Germany." *World Politics* 53: 463-498.
- Esping-Andersen, Gøsta. 1990. *The Three Worlds of Welfare Capitalism*. Cambridge: Polity Press.
- . 2002 a. "Towards the Good Society, Once Again?" In *Why we need a New Welfare State*, edited by Gøsta Esping-Andersen, Duncan Gallie, Anton Hemerijck, and John Myles, 1-25. Oxford: Oxford University Press.
- . 2002 b. "A Child-Centred Social Investment Strategy." In *Why we need a New Welfare State*, edited by Gøsta Esping-Andersen, Duncan Gallie, Anton Hemerijck, and John Myles, 1-25. Oxford: Oxford University Press.
- Gallie, Duncan. 2002. "A New Welfare Architecture for Europe?" In *Why we need a New Welfare State*, edited by Gøsta Esping-Andersen, Duncan Gallie, Anton Hemerijck, and John Myles, 96-129. Oxford: Oxford University Press.
- Giddens, Anthony. 1998. *The Third Way: The Renewal of Social Democracy*. Cambridge: Polity Press.
- . 2003. "Introduction: The Progressive Agenda." In *Progressive Futures: New Ideas for the Centre-Left*, edited by Matthew Browne, Paul Thompson, and Francesca Sainsbury, 3-46. London: Policy Network.
- Hemerijck, Anton. 2012. "Two or three waves of welfare state transformation?" In *Towards a Social Investment Welfare State? Ideas, Policies, and Challenges*, edited by Nathalie Morel, Bruno Palier, and Joakim Palme, 33-57. Bristol: Policy Press.
- Hudson, John., and Stefan Kühner. 2009. "Towards productive welfare? A comparative analysis of 23 OECD countries." *Journal of European Social Policy* 19: 34-46.

- Jenson, Jane. 2012. "Redesigning citizenship regimes after neoliberalism: moving towards social investment." In *Towards a Social Investment Welfare State? Ideas, Policies, and Challenges*, edited by Nathalie Morel, Bruno Palier, and Joakim Palme, 61-87. Bristol: Policy Press.
- Kamimura, Yasuhiro., and Naoko Soma. 2013. "Active labour market policies in Japan: a shift away from the company-centred model?" *Journal of Asian Public Policy* 6: 42-59.
- Lindh, Thomas., and Joakim Palme. 2006. *Sustainable Policies in an Ageing Europe*. Stockholm: Institute for Future Studies, Research Report Series, Society and Future No.3.
- Lister, Ruth. 2004. "The Third Way's Social Investment State." In *Welfare state change: Towards a Third Way?*, edited by Jane Lewis and Rebecca Surrender, 157-181. Oxford: Oxford University Press.
- Lue, Jen-Der., and Chan-ung Park. 2013. "Beyond productivist social policy- the East Asian welfare-work nexus in transition." *Journal of Asian Public Policy* 6: 1-9.
- Marshall, Thomas Humphrey. 1950. *Citizenship and Social Class and Other Essays*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Morel, Nathalie., Bruno Palier., and Joakim Palme. 2012a. "Beyond the welfare state as we knew it?" In *Towards a Social Investment Welfare State? Ideas, Policies, and Challenges*, edited by Nathalie Morel, Bruno Palier, and Joakim Palme, 1-30. Bristol: Policy Press.
- . 2012b. "Social investment: a paradigm in search of a new economic model and political mobilization." In *Towards a Social Investment Welfare State? Ideas, Policies, and Challenges*, edited by Nathalie Morel, Bruno Palier, and Joakim Palme, 1-30. Bristol: Policy Press.
- Morgan, Kimberly J. 2012. "Promoting social investment through work-family policies: which nations do it and why?" In *Towards a Social Investment Welfare State? Ideas, Policies, and Challenges*, edited by Nathalie Morel, Bruno Palier, and Joakim Palme, 153-177. Bristol: Policy Press.
- Nikolai, Rita. 2012. "Towards social investment? Patterns of public policy in the OECD world." In *Towards a Social Investment Welfare State? Ideas, Policies, and Challenges*, edited by Nathalie Morel, Bruno Palier, and Joakim Palme, 91-115. Bristol: Policy Press.
- Schmidt, Vivien A. 2002. "Does Politics Matter in Politics Matter in the Politics of Welfare State Adjustment?" *Comparative Political Studies* 35: 168-193.
- . 2003. "How, Where, and When Does Discourse Matter in Small States' Welfare State Adjustment?" *New Political Economy* 8: 127-146.

【日本語文献】

- 安周永. 2011. 「韓国型『第三の道』の挫折—開発主義の遺産と支持動員の失敗—」新川敏

- 光編『福祉レジームの収斂と分岐—脱商品化と脱家族化の多様性』ミネルヴァ書房、288-308.
- 上村泰裕. 1999. 「福祉国家形成理論のアジア NIES への拡張」『ソシオロゴス』第23号: 232-248.
- 埋橋孝文. 1997. 『現代福祉国家の国際比較-日本モデルの位置づけと展望』日本評論社.
- . 2003. 「公的扶助制度をめぐる国際的動向と政策的含意—二つの要請の狭間にあって」埋橋孝文編『比較の中の福祉国家』ミネルヴァ書房、297-340.
- 金成垣. 2008. 『後発福祉国家論：比較のなかの韓国とアジア』東京大学出版会.
- 近藤康史. 2006. 「比較政治学における『アイディアの政治』—政治変化と構成主義」『年報政治学 2006-II』木鐸社、36-59.
- 三浦まり、濱田江里子. 2012. 「能力開発国家への道：ワークフェア／アクティベーションによる福祉国家の再編」『上智法学論集』第56巻2・3号: 1-35.
- 宮本太郎. 1997. 「比較福祉国家の理論と現実」岡沢憲美、宮本太郎編『比較福祉国家論—ゆらぎとオルタナティブ』法律文化社.
- . 2008. 『福祉政治：日本の生活保障とデモクラシー』有斐閣.
- . 2011. 「社会保障の再編構想と新しい争点」齊藤純一、宮本太郎、近藤康史編『社会保障と福祉国家のゆくえ』ナカニシヤ出版、117-140.
- . 2013. 『社会的包摂の政治学：自立と承認をめぐる政治対抗』ミネルヴァ書房.
- 宮本太郎、イト・ベング、埋橋孝文. 2003. 「補論：日本型福祉国家の位置と動態」イエスタ・エスピン＝アンダーセン編、埋橋孝文監訳『転換期の福祉国家—グローバル経済下の適応戦略』早稲田大学出版部、295-336.

(本学法学部特別研究員)